

「平成19年度 第4回 飯塚市議会定例会」において、
平成19年12月11日、に行った「うへの伸五」の一般質問です。

今議会では「指定管理者の選定について」(選定過程の現況と今後の取り組みについて)質問をいたしました。

今議会で「文化会館(コスモスコモン)」「図書館」と二種類の大型施設の指定管理について、議案上程がなされました。

今後も間違いなく推進されるであろう「指定管理者制度」ですので、その指定管理先の選定については、大変重要になると思います。

今回の「指定管理者の選定について」要点は、4点でした。

- 要点 地域との連携と貢献・応募条件など、今後の検討課題とする。
- 要点 透明性の発揮について、選定委員会の出来る限りの公開を是非検討する。
- 要点 選定の日程と委託期間について、柔軟に弾力的に対応して参りたい。
- 要点 民間活力導入の手法について、指定管理者も含め、複数の民間活力導入を積極的に進めていく。

(以下は質疑内容ですが、私の記録・答弁者からの聞き取りを、まとめたものですので議事録と全く同じではないという事を、ご承知おき下さい。)

~~~~~

うへの伸五です。

通告に従い指定管理者の選定について質問させていただきます。

長い時間はかけませんが、短くとも内容のある質疑にしたいと思います。

的確な御答弁よろしく願いいたします。

先般の定例会において

「民間活力の利活用や指定管理者制度について」種々の質問をさせていただき

「民間委託等の推進は最も大きな課題である」という答弁をいただいております。

現在、飯塚市公共施設等のあり方検討小委員会で、

約700程の各施設について、今後の方向性の検討がなされておるところだと存じます。

そのようなことを踏まえまして、お聞きいたします。

まず、指定管理者の定義をお聞きかせ下さい？

~~~~~

答弁者:総合政策課長

(以下、答弁内容を要約)

指定管理者制度とは、

地方自治体の「公の施設」の管理運営を、自治体が指定する法人や、団体に行わせる制度でございます。

この「公の施設」の管理運営につきましては、地方自治法に定めがあり、

以前は、自治体が二分の一以上出資した団体、財団法人や協同組合など、

非営利の公共的団体に、管理委託される事となっております。

しかし、平成15年9月の法改正により、委託先の制限がなくなり、株式会社やNPOといった、民間の団体にも、委託が出来るようになったものでございます。

これは、民間の団体においても、十分なサービス提供能力が認められる事や、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者等の有するノウハウ等を、広く活用する事が有効である、という考え方に基づいて導入されております。

その目的としましては、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの削減を図ることでございまして、この制度の活用によって、地域の振興及び、活性化並びに、行財政改革の推進効果が期待されるものでございます。

また、募集するにあたっては「飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条の規定に基づき公募しなければならない、とされておりますが「管理上、緊急に指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて、合理的な理由があるときは、この限りではない」と、規定されております。

~~~~~  
(うへの伸五)

指定管理者選定の現況についてお聞かせ下さい？  
~~~~~

答弁者：総合政策課長

今年、10月現在の、飯塚市の公共施設は「737施設」でございます。このうち、指定管理者制度を導入し、各団体が、管理運営している施設は「30施設」でございます。現在、指定管理者の選考につきましては「飯塚市公の施設指定管理者選定委員会」におきまして、市長の諮問を受け、選定を行っております。選定協議は、1施設につき、原則3回行うことにしています。

- 1回目は、施設の現地調査、選定基準の検討などを行います。
 - 2回目は、提出された申請書の書類審査、担当課へのヒヤリングなどを行います。
 - 3回目は、応募者によるプレゼンテーション、質疑及び選定を行います。
- 以上のような協議をふまえ、市長へ指定管理者候補を答申していただいております。

~~~~~  
(うへの伸五)

委託する期間についての取り決めはありますか？  
~~~~~

答弁者：総合政策課長

地方自治法第244条の2第5項において

「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする」と規定されており、
飯塚市においては、期間は原則5年間としております。

ただし、

初回の導入の場合は、原則3年間としております。

なお、いずれの場合も特別の理由がある場合は、相当期間としております。

~~~~~

(うへの伸五)

選定委員会の会議公開状況や透明性はどうなっていますか？

~~~~~

答弁者：総合政策課長

選定委員会で選定協議を行う会議は、原則として非公開としております。

それは、団体の提案には、著作権、特許権、

その他団体が保有する、特別なノウハウなどが含まれることが想定され、

団体の競争上の地位、財産権、その他正当な利益を損なうおそれがあることや、

選定委員の率直な意見交換又は、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある

ということの理由であります。

~~~~~

(うへの伸五)

委員会のあり方について、検討されていることはありますか？

~~~~~

答弁者：総合政策課長

本選定委員会は、学識経験を有する者、公募による者、市長が必要と認める者、
5名の委員をもって組織をしています。

指定管理者による選定は、本年度4施設を行っていただいております。

施設によっては専門的な知識が必要な場合もあり、

専門講師による委員研修も、受けていただいている状況であります。

公平公正で厳正な協議を行っていただいておりますが、

今後、さまざまな施設の選考が考えられます。

そのような状況の中、

現在、平成20年度の委員会体制を増員の方向で検討しております。

~~~~~

(うへの伸五)

飯塚市の民間活力導入は、数年前に本格的に始まり、

今後、あらゆる種類の膨大な施設が、その対象となるであろうと思われます。

指定管理者を含め委託会社の決定には、

公平・慎重、かつ柔軟な選定方法が必要不可欠だと考えます。

「飯塚市公共施設等のあり方検討小委員会」の

委員数が26名であることも考え合わせますと、  
現行の5名という委員数では、大変大きな負担がかかる恐れがあり、  
委員数の増員は、早急な必要事項であると思います。

また、委託をする施設は飯塚市の市有財産であります、  
増員を検討されるということであれば、  
行政サイドから、当該施設担当部署の、  
部課長クラスを、選定委員としなければならないのではないかと思います、  
いかがですか？

~~~~~  
答弁者:総合政策課長

現在、検討に入っておりますが、
議員ご指摘の担当部課長の選定委員につきましても、
貴重なご意見として今後の検討の参考にさせていただきます。
どうぞ宜しくお願いいたします。

~~~~~  
(うへの伸五)

次に、現況制度での気になる点、要望事項についてお聞きいたします。  
各項目とも、今後の制度運営上、大変重要な事項ですので、  
是非とも部長からの答弁を、お願いいたします。

まず、地元への貢献と財政面です。  
指定管理者は、その条例上公募によらねばならないという事ですが、  
地元経済の発展や地場企業の育成、また行財政改革の視点から、  
民間活力を導入する際には、支出金額抑制だけでなく、  
飯塚市への税収期待も追及すべきではないかと考えますが、この点いかがですか？

~~~~~  
答弁者:企画調整部長

只今、質問者から「本市が現在実施しております指定管理者制度の現況」の中で、
気になる点、要望事項を申されたわけですが、総括的に私の考え方を申し上げます。

指定管理者制度の導入の経緯につきましては、質問者もご存知の通り
質素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間能力の活用を図り
「民間で出来ることは民間に」という国の構造改革のもと、
平成15年9月の地方自治法の改正により、本制度が導入されたものでございます。

本制度の主旨としては、
公の施設の管理運営に民間事業者等の能力を活用し、
多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上を図り、
併せて、経費の削減を図ることを目的としております。
このような事から、

現行の本市の指定管理者の応募条件としましては、
特殊な例を除きまして、
民間事業者、各種法人、団体等から幅広く
市内外を問わず、公募を行っている状況でございます。

しかしながら、全国から公募することにより、
技術力や資金力、また宣伝力等に優れた大都市の事業者が
どうしても優位になりがちであるという事は否定できません。
地元経済の発展、地場企業の育成、地元人材の活用、地域との連携という事を
考えてみますと、

選定評価項目の中には「地域との連携と貢献」という選定基準はありますが、
これだけでは不十分であるという事は、認識いたしております。

今後、

様々な公共施設において、指定管理者制度の導入が進められる中、
施設の設置目的や性質、また内容等も十分に考慮したうえで、
地元企業の育成、地元人材の活用、地域との連携など地域経済の発展という観点から
指定管理者の応募条件につきましては、
今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

~~~~~

(うへの伸五)

二つ目は、透明性の発揮であります。

先ほどの答弁で非公開の理由を述べられましたが、  
市有の施設は、当然のことながら公共性が高いものばかりです。

市民の皆さまにより深い理解を得ていただくためにも

最大限の透明性を発揮する事が必要だと考えます。この点いかがでしょうか？

~~~~~

答弁者:企画調整部長

指定管理者選定委員会は、指定管理者の候補者を選定するに当たって、
審査の公平性や透明性を確保するために、
複数の外部委員を含めた委員構成になっております。

選定委員会の会議は、

担当課長が答弁しましたように、原則として非公開といたしております。

指定管理者制度を導入します「公の施設」は、どれもが公共性の高い施設であります。選定委員会の審査の公平性や、透明性を高めるとともに、

市民の皆様からの理解を得るためにも、

選定委員会の公開というものは、今後、検討しなければならないと考えております。

例えば、他の自治体の例にもありますが

「第1次審査の書類審査は非公開とするが、

第2次審査の、事業者等の提案内容のプレゼンテーションに限って公開する」というような事も、是非検討して参りたいと考えております。

~~~~~  
(うへの伸五)

三つ目は、選定の日程と委託期間についてです。  
選定会議の日程。現在は大きな施設も小さいものも最大で3回・3日間です。  
また5年間が原則という委託期間も含めて、  
委員を増員した上での、柔軟な対応が不可欠だと考えますが、  
この点については、どのようにされますか？

~~~~~  
答弁者:企画調整部長

委員数の増員については、
施設を管理しております、担当部課長の選任や、
当該施設の、専門的な知識を有する有識者等の選任も含めまして、
規則等の改正を行い、平成20年度から実施したいと考えております。

また、選定委員会の開催につきましても
施設の内容等によって回数を増やすなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。
指定管理者の指定期間につきましては、原則5年間といたしておりますが、
飯塚市立病院の指定期間は30年間という事もありますので、
施設に応じて、弾力的に対応してまいりたいと考えております。

~~~~~  
(うへの伸五)

最後に、民間活力導入の手法であります。  
各施設のサービス向上や財政の面から、  
民間活力活用の一環として、指定管理者制度を導入しているわけですが、  
すべからず指定管理者制度に固執することなく、  
施設によっては、  
その他の民間活力導入方法も、並行して取り入れる事が、  
数多の施設委託をスムーズに行っていく上で、  
よりベターな施策ではないかと考えますが、いかがですか？

~~~~~  
答弁者:企画調整部長

市内に約700程度ある公共施設については、
現在「公の施設あり方検討小委員会」で
指定管理者制度の導入が図られる施設、民間に委託出来る施設、民間譲渡出来る施設、
統合・廃止又は縮小できる施設、直営施設などの
今後の方向性等が、検討されているところであります。

公共施設等の管理運営に当たっては、
より質の高い市民サービスの提供と管理コストの縮減、

さらには、
行財政改革の推進という観点から、
指定管理者制度の導入と併せて、民間委託、民間譲渡、
さらには施設の統合・廃止・縮小等について、議会とも相談しながら、
また市民の皆様にも理解を求めながら、
民間活力の導入を、積極的に進めて参りたいと考えております。

~~~~~

(うへの伸五)

私の全ての要望について、  
前向きなご答弁をいただいたと、認識いたしております。  
飯塚市の指定管理者制度は、まだまだ始まったばかりでございますが、  
今後、数百にも上る施設が、その対象になる可能性が非常に高い現況で、  
それが成功するかどうか、5年後、10年後の飯塚の魅力を大きく左右するわけです。  
現在、  
対象施設に従事されている職員さんの処遇も含め、  
先を見据える選定システム、選定体制をしっかりと構築していただき、  
本日質疑をさせていただいた各事項について、  
早急に前向きに、ご検討していただくことをお願いいたします。

飯塚市職員の皆様が一丸となり、  
胸を張って市民に誇れる最良・最善の公共施設運営を御期待申し上げ、  
私の質問を終わります。  
ありがとうございました。